

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	輪之内町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://town.wanouchi.gifu.jp/organization/

執行機関名 輪之内町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	輪之内町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年輪之内町条例第20号)による医療費助成に関する事務であって次に掲げるもの (1)福祉医療受給資格者の資格管理に関する事務 (2)福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表1 第1の項 輪之内町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年輪之内町条例第20号)による医療費助成に関する事務であって次に掲げるもの (1)福祉医療受給資格者の資格管理に関する事務 (2)福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) 第1条	輪之内町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児・小中学校・高校生世代、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		輪之内町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年輪之内町条例第20号) 輪之内町福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和59年輪之内町規則第14号)